

報道発表資料

平成 30 年 1 月 31 日

泉佐野市総務部人事課 木下

電話：072-463-1212（代表）

内線：2451

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行うことを決定したので公表する。

1 被処分者の所属	都市整備部 係員 46歳 男性
2 処分年月日	平成30年1月31日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項各号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	懲戒免職
5 処分理由	当該職員は平成29年12月1日から2ヶ月の間、所在不明となり連絡が取れない状態のまま無断欠勤が続いていたため、公務員としての職務義務に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為であるとして、地方公務員法及び泉佐野市職員基本条例に基づき懲戒免職処分を行った。

（市長 コメント）

このたびの不祥事につきましては、全体の奉仕者である公務員にとって、その信頼を損ねる行為であり、大変遺憾なことであり、深くお詫び申し上げます。

当該職員の処分にあたりましては、厳正に対処したところです。

本市といたしましては、今後、二度とこのようなことのないよう、服務規律の徹底を図り、1日も早く市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。